

訪問看護重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

(1) 目的

地域包括ケアに基づいた運営をおこない、要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

2 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	医療特化型ライフ訪問看護ステーション
所在地	〒316-0024 茨城県日立市水木町二丁目20番1号
連絡先	0294-28-0780
管理者名	新妻 美子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	0860290246号
サービス提供地域	水木町・大甕町・森山町・金沢町・東金沢町・大沼町・東大沼町・久慈町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月曜日～日曜日	午前9:00～午後5:45
定休日	365日 年中無休

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師（兼務）	1名	名	1名
看護師	看護師	名	5名	5名
准看護師	准看護師	名	3名	3名
理学療法士		名	名	0名
作業療法士		名	名	0名
言語聴覚士		名	名	0名

3 当事業所の連絡窓口（相談・キャンセル連絡など）

TEL : 0294(28)0780

担当部署 : 医療特化型ライフ訪問看護ステーション

担当者 : 新妻 美子

受付時間 : 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:45

※ご不明な点はお尋ねください。

4 職務及びサービス内容

(1) 職務内容

職	職務内容
管理者	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>
看護職員 (看護師)	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>
事務職員	<p>1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>

(2) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

(3) 看護職員の禁止行為

- 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。
- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。
- (2) サービス提供中のお願い

①利用者様の病状等、医療的お問い合わせは主治医に直接お問い合わせください。
看護師は看護師法上、利用者様の状態はご説明できますが、病状説明は医師が行うものとなっております。
②利用者様の状態のお問い合わせは2(2)で表記した営業時間内に直接来所いただくか、もしくは営業時間に電話にてお願いいたします。営業時間外のお問い合わせは応じかねます。
③サービス担当者会議は利用者様の状態を知っていただくため、また今後のケアの方針を決める重要な会議です。必ずご参加下さい。正当な理由がなく連続して出席されない場合、当社としてケアの方向性を決め事が出来なくなることが想定されます。
- (3) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。
②当事業所の都合でサービスを終了する場合、当事業所の破産や看護・リハビリ職員の能力を超えるサービスを求められる場合等、やむを得ない事情により当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。
③自動終了（以下I、IIに該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
I、介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕、要支援1または要支援2と認定された場合。

II、ご利用者様が亡くなられた場合。

④ その他

- ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

7 契約の解除

- 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- 利用者様による当事業所社員への日常的な暴言、暴力行為があると判断されるとき。
- 利用者様・ご家族様の当社への根拠のない風情の流布が見受けられるとき。
- 6(2)を遵守していただけない場合が頻繁に起こる場合。
- 8(2)に該当する場合。

8 利用者負担金の支払

- 事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末日頃までに利用者に送付します。利用者負担金翌月末日までに原則、次の方法でお支払いいただきます。
 - 指定口座からの引き落とし
- 利用料、利用者負担額（介護保険、医療保険等を適用する場合）及びその他の費用支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内にお支払いのない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくことがあります。
- 訪問看護指示料等訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービスを提供いたします。訪問看護指示料に関しては、指示を出していただく医院または病院へ受診時に支払っていただきます。

9 サービス利用料金

サービス利用料金については、契約書別紙1の通りとします。利用料金に変更がある場合は、契約書別紙2～6を差し替え、その都度覚書を締結します。

10 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。尚、非常災害時は、訪問看護師及びその家族に命の危険があると想定される場合は訪問サービスを中止することができます。

11 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 守秘義務に関する対策

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者からの予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報（氏名、性別、年齢、病状等個人が特定可能な一切の情報）を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

14 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行なわないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16 虐待防止のための措置

虐待の防止に関する責任者を選定し、従業者に虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。万一、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告します。
また、虐待の早期発見のため、行政の行う調査には協力します。

17 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の活用支援を行います。

18 記録の整備

指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

19 苦情相談窓口

① 当社相談・苦情担当

担当者 新妻 美子
電話 0294(53)9800

② その他苦情・相談

日立市役所 介護保険課	電話 0294(22)3111
茨城県国民健康保険団体連合会	電話 029(301)1565

20 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務の違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・訪問看護・社会福祉事業者総合保険証券
補償の概要	身体賠償 一名あたり 300,000 (千円)、1事故あたり 300,000 (千円)

21 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

22 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

23 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

24 会社の概要

社名	株式会社らいふアシスト
資本金	4,700 万円
社員数	350 名 (契約社員含む)
設立	2025 年 4 月
所在地	茨城県日立市水木町二丁目 20 番 1 号
代表者	代表取締役 吉田 俊介
電話	0294-21-4410
FAX	0294-24-3820

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規定」に基づき、利用者に対して説明を行いました。又、加算等についての説明も行いました。

<事業者>

所 在 地 茨城県日立市水木町二丁目20番1号
事 業 所 名 医療特化型ライフ訪問看護ステーション
事 業 者 名 株式会社らいふアシスト
代表取締役 吉田 俊介 印

上記内容の説明を事業者から受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。
又加算等についての説明も受け同意しました。

<利用者>

住 所
氏 名 印

<利用者の代理人>

住 所
氏 名 印